

第 9 期研究費部会における審議のまとめ（案）

平成 3 0 年 X 月 X 日

科学技術・学術審議会
学術分科会研究費部会

目 次 (案)

はじめに	1
1 第9期における制度改善事項等	2
(1) 「科研費若手支援プラン」の実行	2
① 「若手研究(A)」の「基盤研究」種目群等への統合	
② 若手研究者の独立支援の試行の展開	
(2) 国際共同研究の推進	4
① 「国際共同研究強化」の発展的見直し	
② 「帰国発展研究」の発展的見直し	
③ 海外渡航時における科研費の中断制度の導入	
(3) 科研費における研究組織の見直し	6
(4) 科研費制度運営の適正化	7
(5) 「新学術領域研究」の見直しの方向性	7
2 今後の検討課題	9
(1) 「新学術領域研究」の見直し	9
(2) 応募件数の増加への対応	10
(3) 新たな審査方式の検証及び検証結果を踏まえた見直し	10

<参考資料>

1 第9期科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会委員名簿	11
2 第9期科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会、科学研究費補助金審査部会 科研費改革に関する作業部会の設置について	12
3 第9期科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会・科学研究費補助金審査部会 科研費改革に関する作業部会委員名簿	13
4 第9期研究費部会及び科研費改革に関する作業部会における審議状況	【P】
5 科研費改革の実施方針(平成27年9月29日決定。最終改定平成29年1月27日)	14
6 研究組織及び研究計画調書の見直しについて (平成29年10月20日科研費改革に関する作業部会(平成30年3月14日改訂))	21
7 科研費制度運営の適正化を通じた公正・透明な研究活動の実現に向けて (平成30年5月18日科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会、科学研究費補助金審査部会)	27
8 統合イノベーション戦略(抜粋)(平成30年6月15日閣議決定)	29

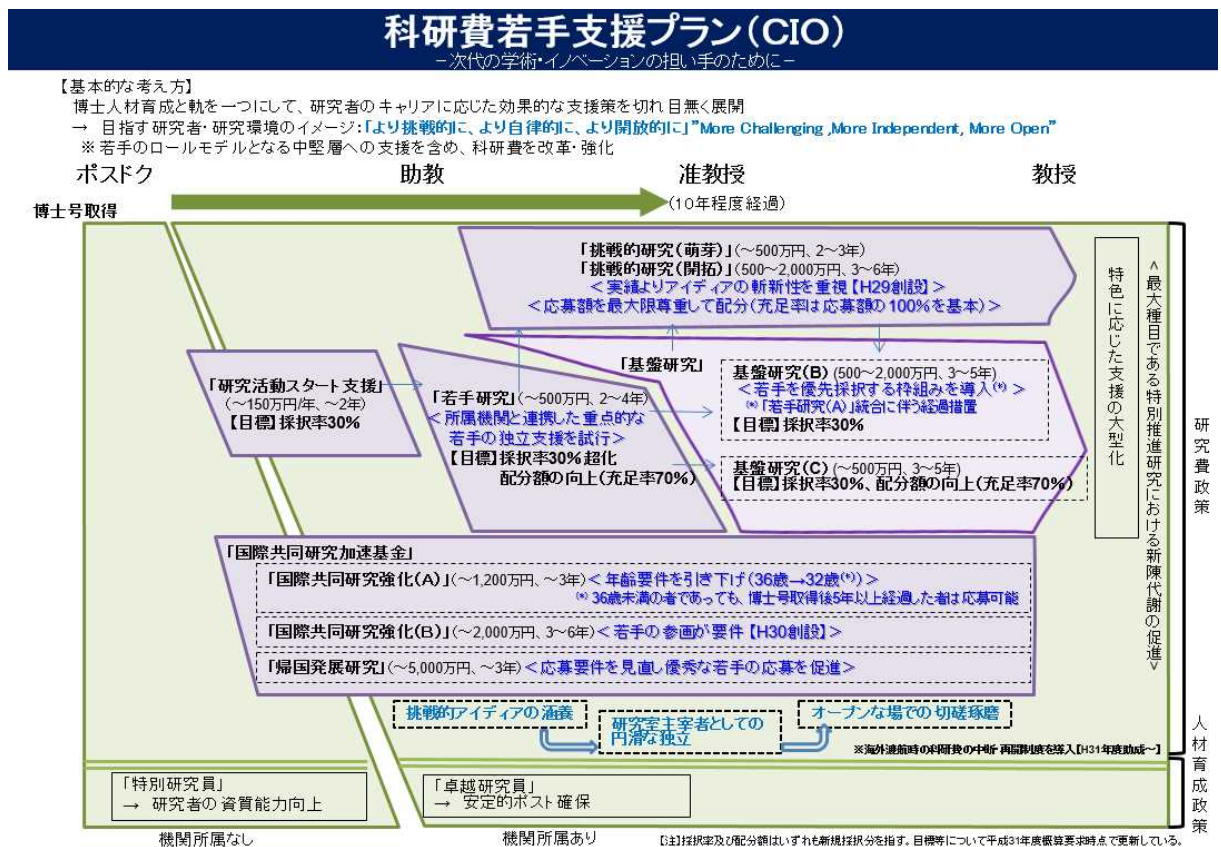
はじめに

- 第8期科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会において取りまとめられた「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について」（平成28年12月20日。以下「第8期報告書」という。）に基づく科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）改革の推進方策については、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）において、研究者や研究機関等の意見も聴取しながら、その具現化が着実に図られている。
- 第9期科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会（以下「本部会」という。）においては、主に、第8期報告書を踏まえて更なる制度設計を要する事項等について審議・検討を行ったが、前期から引き続き検討課題となっていた主な事項については、平成29年4月24日に本部会及び科学研究補助金審査部会の下に設置した「科研費改革に関する作業部会」（以下「作業部会」という。）において詳細な検討を行った。
- 作業部会設置の趣旨は、「『科研費改革の実施方針』（平成29年1月27日改定）に基づく具体的な方策に関する原案を策定し、研究費部会及び科学研究費補助金審査部会に具申する」ことにあり、これまで作業部会は計12回【P】開催され、本部会において審議・検討を行った概算要求の方針や各制度改善事項の原案作成の大部分を担った。
- 本報告書では、作業部会の検討結果等に基づき審議した主なものについて整理するとともに、それらの審議結果を踏まえて行われた文部科学省及び振興会の対応を取りまとめた。また、今後検討の必要がある課題等についても整理した。
- なお、本文に整理した内容に加え、本部会で公表した資料の一部については参考資料として整理した。

1 第9期における制度改善事項等

(1) 「科研費若手支援プラン」の実行

- 第8期報告書において「若手研究」を見直したことを契機とし、科研費制度全体として博士人材育成と軌を一にしつつ、研究者のキャリアに応じた効果的な支援策を切れ目なく展開する施策パッケージとして「科研費若手支援プラン」を提示した。
- 「統合イノベーション戦略」（平成30年6月15日閣議決定）等において、政府として若手研究者支援の重点化が推進される中、「科研費若手支援プラン」は科研費制度運営に当たり、極めて重要な役割を有するものであり、これまで本プランの効果的な実行を図るため、昨今の政策動向等を踏まえて所要の改善方策を審議してきたことから、本プランの各研究種目について現状と目標を下図のとおり更新することが必要である。



① 「若手研究(A)」の「基盤研究」種目群等への統合

- 第8期報告書において、「科学研究費補助金に関し当面講ずべき措置について(報告)」（平成22年7月22日科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会）も踏まえ、従来の「若手研究(A)」（1課題500万円以上3,000万円以下、期間2～4年）については、平成30年度助成(平成29年9月公募)より新規公募を停止し、「基盤研究」種目群等への統合を図ることとした。
- このことを踏まえ、作業部会で具体的な対応方策について検討が行われたが、「若手研

究(A)」を終了した研究者の応募課題及び採択課題のうち半数近くが「基盤研究(B)」(1課題500万円以上2,000万円以下、期間3～5年)であることなどから、従来「若手研究(A)」に応募していた研究者層が「基盤研究(B)」に移行する可能性が高いと見込み、「基盤研究(B)」における支援を第一にすべきとの結論が得られた。

- 作業部会では、その際、「基盤研究(B)」において若手研究者の研究課題を優先的に採択する経過措置の仕組みを設けるほか、「若手研究(A・B)」を基課題とする最終年度前年度応募について、「基盤研究(S・A・B)」(特設分野研究を除く)への応募に限り可能とする措置を講じるべきとされた。
- こうした作業部会における整理を踏まえ、本部会では、若手研究者がオープンな場でシニア研究者と切磋琢磨し成長する環境を充実させるため、「若手研究(A)」の「基盤研究」種目群への統合を契機とし、同種目と同水準規模の「基盤研究(B)」については、「日本のアクティブな研究者層の厚みを確保し、学術研究の多様性を持続的に支えていく上で欠かせない」などの今日的位置づけを整理するなどして、「基盤研究(B)」をはじめ、「挑戦的研究(開拓)」(1課題500万円以上2,000万円以下、期間3～6年)、「基盤研究(A)」(1課題2,000万円以上5,000万円以下、期間3～6年)の拡充を図るべきとの結論を得た。
- これらは「科研費若手支援プラン」において重点的に位置付けた研究種目であり、文部科学省において同プランの実行を図るべく所要の予算を確保するとともに、文部科学省及び振興会では、上記の整理を踏まえて平成30年度助成(平成29年度9月公募)より「若手研究」を基課題とする研究課題で研究期間が3年以上のものについては「基盤研究(S・A・B)」への最終年度前年度応募を可能とした。

② 若手研究者の独立支援の試行の展開

- 第8期報告書で指摘された、「運営費交付金をはじめとする基盤的経費の減少によりデュアルサポートシステムが機能不全を果たしている」ことを踏まえ、研究者が研究室を主宰する者(以下「研究室主宰者」という。)として研究活動を行おうとする際に必要な研究基盤整備について、研究室主宰者となる直前・直後の研究者のうち、科研費の新規採択者に対して、所属機関が研究基盤整備を主体的に実施することを条件に、そのための費用の追加交付を可能とする制度について審議・検討した。
- 前期の本部会では、本来、研究室主宰者の研究基盤整備はあくまでも基盤的経費によってなされるべきものであり、競争的資金である科研費がその任を果たすことはその性質上なじまないものという意見も強かったが、若手研究者が置かれている研究環境の悪化に鑑み、試行的に独立支援を実施することはやむを得ない側面もあるとの結論に達した。
- 支援対象者の要件は、「若手研究(B)」(1課題500万円以下、期間2～4年。平成30年度助成からは「若手研究」に改称。)の新規採択者のうち大学又は大学共同利用

機関法人に所属し、准教授以上の職位に就いて2年以内の者であって、所属機関において研究室を主宰していることとし、応募に当たっては、所属機関に対して300万円以上の研究基盤整備を主体的に実施することを要件とした。

- これらを踏まえ、振興会において、平成29年度助成（平成29年6月公募）から「若手研究（B）」（当時）において、大学に所属する研究者を対象として、試行的に若手研究者が研究室主宰者として独立する際の研究基盤の支援を実施している。
- なお、あくまでもこうした研究基盤整備は、研究者を雇用している研究機関が果たすべき役割であり、そのための財源は基盤的経費によって賄われるべきものであるため、その原点に立ち返って、今後この試行的措置を継続するか否かについて、振興会での検証結果等を踏まえ慎重に審議・検討していく必要がある。

（2）国際共同研究の推進

- 個人の研究の発展や、そこから必然的に発展する学際・融合分野の推進のためにも、国際的な交流と連携のネットワークの構築は不可欠であり、また、「我が国の学術研究の振興と科研費改革について（第7期研究費部会における審議の報告）（中間まとめ）」（平成26年8月27日科学技術・学術審議会学術分科会）に示されるように、「広い視野を持って若手研究者を育成しながら多様な学術基盤に触れることによる人的交流を通しての学術の総合性や融合性を強めていく」ことも重要である。
- 国際的な研究活動が益々活発化し、学問の高度化、研究対象の複雑化、研究手法の専門化等により、国内外を問わず多様な人材を結集して研究することも求められる中、更なる研究の進展を図るためには、我が国の研究者が国際的なネットワークの中で中核的な役割を担うことによって、国際社会における我が国の存在感を維持・向上させることが求められる。
- 本部会では、このような考えの下、国際共同研究を推進するため、次のとおり科研費制度の見直しについて審議・検討した。

① 「国際共同研究強化」の発展的見直し

- 平成27年度に創設された「国際共同研究加速基金」においては、国際共同研究の基盤を強化する観点から、「国際共同研究強化」（1課題1,200万円以下）によって、半年から1年程度の海外派遣を重点的に支援していたが、海外研究者との連携強化を更に加速させるためには、より多様かつ柔軟な海外活動を認める仕組みを充実させる必要がある。
- 国外の特定地域におけるフィールド調査等を伴う研究を支援する既存の仕組みとしては、「基盤研究（A）」及び「基盤研究（B）」の審査区分として「海外学術調査」が設けられていたが、研究対象・方法をフィールド調査、観測又は資料収集に限定していたことに対し、全分野の振興を目的とする科研費の性格を踏まえ、研究対象・方

法の一般化を図り、競争的環境の下でより有効な支援を行うことが本来の在り方ではないかとの意見や、国際共同研究を実施するに当たっては、我が国と海外における会計年度の違い等が研究遂行上の支障となり得ることから、単年度会計を前提とした補助金による支援ではなく、基金による支援に改めたほうが良いのではないかとの意見が以前からあった。

- また、国際共同研究の推進に当たって、若手研究者の参画を義務化することにより、国際共同研究の基盤を中長期的に維持・発展させることが可能となる。更に、研究成果の国際発信を求め、海外研究者との連携をより促進することなどを通じて、我が国の国際的なプレゼンスの向上が期待される。
- 本部会では、上記の「海外学術調査」における課題や国際共同研究の更なる強化の観点から、研究種目を新たに創設する必要性を提起した。このことを受け、文部科学省及び振興会では、平成 30 年度助成に係る公募から従来の「海外学術調査」の公募を停止し、新たに「国際共同研究加速基金」に「国際共同研究強化（B）」（1 課題 2,000 万円以下、期間 3～6 年）を創設した。
- なお、同種目の新設に伴い、文部科学省では、従来「基盤研究（従来の「海外学術調査」を除く）」又は「若手研究」の採択者を対象としていた「国際共同研究強化」については、「国際共同研究強化（A）」に改称した。また、国際的に活躍できる独立した研究者の養成をも見据え、年齢要件を見直した（※）。

※優れた若手研究者を海外に派遣し、特定の大学等研究機関において長期間研究に専念できるよう支援する「海外特別研究員」制度の申請資格については、平成 27 年度に年齢要件が廃止され、新たに博士の学位取得後の年数制限が措置された。平成 27 年度及び 28 年度の経過措置期間を経て平成 29 年度から博士の学位取得後の期間が 5 年未満の者に限定された。こうした動向も踏まえ、「国際共同研究強化（A）」においては、従来応募時点において 36 歳以上 45 歳以下の者を対象に公募していたところ、平成 30 年度助成に係る公募から博士の学位を取得後 5 年以上経過した者については、36 歳未満であっても応募を可能とした。

② 「帰国発展研究」の発展的見直し

- 科研費では、日本国外の研究機関に所属する日本人研究者であって、科研費の応募資格を有していない者が日本に帰国後すぐに研究を開始できるようにするため、「国際共同研究加速基金」において予約採択が可能な特別の研究種目「帰国発展研究」（1 課題 5,000 万円以下、期間 3 年以内）を設けている。
- また、「帰国発展研究」については、「日本国外の研究機関に教授、准教授又はそれに準ずる身分（ポスドクを除く）を有し、所属している者」が応募要件の一つとなっていたため、こうした職名の例示が若手研究者の応募を阻害している可能性を否定できなかった。
- 優れた研究実績を有する独立した研究者を日本に呼び戻し、当該研究者を通じた外国

人研究者との連携等によって、我が国の研究活動の活性化を図るとい研究種目の趣旨に鑑みれば、海外特別研究員の経験者など若手研究者のチャレンジをより促進するよう応募要件を緩和するとともに、応募資格の趣旨を明確化する必要がある。

- そのため、文部科学省及び振興会においては、優秀な若手研究者からの応募が増加するよう、平成 30 年度助成に係る公募（平成 30 年 9 月公募）から応募要件を緩和するとともに、応募者に公募の趣旨等が明確に伝わるよう、職名等に係る応募資格の趣旨を明確化したところであり、今後、帰国直後の研究費を担保することを通じてさらに若手研究者の海外挑戦を後押しすることが求められる。

③ 海外渡航時における科研費の中断制度の導入

- 科研費では、1 年を超えて研究課題を継続して実施できなくなる場合には研究課題を廃止しなければならないこととしている。ただし、その例外として、研究者が産前産後の休暇や育児休業を取得し、長期にわたり研究の中断を希望する場合は、研究課題を廃止することなく復帰後に再開することができる仕組みとしている。
- このため、長期にわたって海外に渡航する場合には例外の対象とならず、研究活動の国際化が進展する今日において、研究者が海外で研さんを積み挑戦する機会を妨げかねない。
- 将来の学術研究を担う若手研究者をはじめとする優秀な研究者が、海外渡航によって科研費による研究の継続を断念することを防ぐため、産前産後の休暇や育児休業の場合と同様、海外渡航についても科研費による研究の中断・再開を可能とし、研究者のキャリアアップを後押しすることが重要である。
- そのため、文部科学省及び振興会においては、可及的速やかに制度改善を実施すべく、早急に詳細を検討する必要がある。

(3) 科研費における研究組織の見直し

- 科研費の研究組織の構成員として位置付けていた「連携研究者」については、「科学研究費助成事業の審査システム改革について」（平成 29 年 1 月 17 日科学技術・学術審議会学術分科会）において、研究計画調書に研究業績を記載することができる研究者でありながら、参画する研究計画における時間の配分率（エフォート）の登録が不要となっていることから、研究組織への柔軟な参画が可能である一方、多数の「連携研究者」の参画により研究組織が肥大化する事例が見られ、研究計画の実行可能性に係る審査に支障が生じているとの指摘がなされていた。
- このことを受け、文部科学省及び振興会では、平成 29 年 9 月公募分から応募者に提出を求めている研究計画調書において「連携研究者」の研究業績の記載を不可とし、実際に研究費の配分を受ける「研究代表者」及び「研究分担者」のみ、研究業績の記載対象とした。

- そのことにより、研究費の配分を受けない「連携研究者」と「研究協力者」については、事実上、前者が科研費の応募資格を有する者、後者が科研費の応募資格の有無を問わない者という差異に留まるものであり、両者を併存させることは不要になることから、本部会では「連携研究者」を廃止し、「研究代表者」及び「研究分担者」以外で科研費による研究活動に参画する者については、一律に「研究協力者」として整理することが適当であるとの結論に至った。
- このことを受け、文部科学省及び振興会では、平成 30 年度に関係規程の整備や関係書類の変更等の措置がとられたところである。

(4) 科研費制度運営の適正化

- これまで科研費制度では、第 5 期「科学技術基本計画」（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）の計画期間（平成 28 年度～32 年度）を展望し、文部科学省が策定した「科研費改革の実施方針」に則り、審査システムの見直しをはじめとする改革を実施するほか、研究活動における不正行為の防止等に努めてきたところである。
- しかしながら、不正行為のほか、科研費をはじめとする研究費の不正使用や不正受給の実態が断続的に明らかになる中、研究費の適正な使用について常に疑義が生じかねないことは科研費制度の運営に当たって大きな障壁となる。
- また、「科研費改革の実施方針」に示されるように、科研費改革に対する各界の理解と支持を得るためには、科研費の成果を広く発信していくことが極めて重要であり、その前提として、研究者による公正・透明な研究活動を通じて、国民から科研費制度に対する信頼と理解を得る必要がある。
- このため、国民に対して、幅広く科研費による研究について情報を発信すべく、更なる公開情報の充実に努めるとともに、科研費の審査に関する透明性の向上を図る必要がある。また、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について公募要領や審査の手引き等において改めて周知することが重要である。さらに、科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものであり、自らの研究の実施や研究成果の公表等はもとより、研究成果に関する見解や責任についても研究者個人に帰属されることを、研究者は今一度改めて認識する必要がある。
- このようなことから、文部科学省及び振興会においては、本部会及び科学研究費補助金審査部会が取りまとめた「科研費制度運営の適正化を通じた公正・透明な研究活動の実現に向けて」（平成 30 年 5 月 18 日科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会、科学研究費補助金審査部会）も踏まえつつ、引き続き科研費制度の改善・充実を通じて、研究者の倫理意識の向上と国民に対する情報発信や説明責任の遂行に努めるよう求めたい。

(5) 「新学術領域研究」の見直しの方向性

- 第8期報告書において、「新学術領域研究」については、『科学研究費助成事業『新学術領域研究（研究領域提案型）』の成果・課題について』（平成28年2月24日科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会）を踏まえ、現行種目の意義・効果を十分確保しつつ、先行実施する『挑戦的研究』の効果等を見極めながら、将来的な在り方を検討することが必要」との提言がなされている。
- このことを受け、作業部会では、「新学術領域研究」が対象とする領域型研究への支援について、「基盤研究」等、他の研究種目では代替・補償し難いものを明確にし、そもそも領域型研究による支援が必要か否かを原点に立ち返って検討を行い、これまでの成果と現状の課題や問題意識を以下のとおり整理した。

<これまでの成果>

- ・ 研究領域を通じた異分野の研究者との議論により新たなアイデアが創出された。
- ・ 新たな課題・テーマに対し、分野を超えて体系的に取り組む体制が構築できた。
- ・ 個人の研究費では対応できない新技術への対応、大型設備の整備が進んだ。
- ・ 研究領域に若手研究者を参画させることにより研究分野の活性化、人材育成が図られた。
- ・ バーチャルな研究体制により必要な人材の参画を広く得られやすかった。

<課題・問題意識>

- ・ 現在の「新学術領域研究」という種目名や、公募要領に「対象」として記載のある「新興・融合領域の創成」等のキーワードが、応募者にとって強引な融合研究を検討させ、過度に新規性を意識させているのではないか。
- ・ 現在の「新学術領域研究」は、研究領域の構成や研究期間の設定に柔軟性がないために、研究領域の応募段階における計画作成や採択後の研究領域の運営等において、領域代表者、各研究課題応募者にとって大きな負担となっているのではないか。
- ・ 現在の「新学術領域研究」は、研究領域の構成が厳格に決まっているために、研究の特性に応じた柔軟で機動的な対応が困難となっているのではないか。

- 以上を踏まえ、「新学術領域研究」については、領域型研究への支援を維持することを前提に、平成32年度助成（平成31年9月公募予定）から見直し後の公募を実施できるよう、下記の見直しの方向性に沿って検討を進めることが必要である。

<「新学術領域研究」見直しの方向性>

- ① 「学術の体系や方向の変革・転換を先導する」学術研究領域で、「学問分野に新たな変革や転換をもたらすもの、学問分野において強い先端的な部分の発展をもたらすもの」を対象とするように目的を見直すとともに、現在の研究種目名を変更する。
- ② 研究領域の特性等に応じて、「総括班」、「計画研究」及び「公募研究」の構成を柔軟に設定できることとする。
- ③ 研究領域の規模に応じた適切な審査が可能となるように応募総額に応じた区分を設ける。その際、挑戦性・緊急性の高い学術研究上の課題への短期的・集中的な取組が可能となるように、領域運営の機動性に配慮し、小規模で実施する区分を設ける。また、評価結果を踏まえて発展させる仕組みを検討する。

2 今後の検討課題

- 「1 第9期における制度改善事項等」には、既に文部科学省及び振興会において対応している事項に加え、継続的に検討・対応が必要なものも含まれており、それらを含め、常に科研費制度の充実を図っていく必要があることは言うまでもない。
- 研究力の低下傾向が指摘される中であって、次期の本部会においては、若手をはじめとする研究者の挑戦を鼓舞し、国力の源である学術研究の更なる振興を図るためにも、本部会の審議に基づき実施された科研費改革の状況を検証しつつ、特に下記に掲げる課題への適切な対応を含む制度全体の不断の見直しを図り、文部科学省において予算の拡充を通じた科研費の採択率及び充足率双方の向上に全力で取り組むことを期待したい。

(1)「新学術領域研究」の見直し

- 「新学術領域研究」については、前述のとおり、平成32年度助成（平成31年9月公募予定）から見直し後の公募を実施できるよう、本部会において取りまとめた「新学術領域研究」見直しの方向性に沿って検討を進めることが適当である。
- なお、「新学術領域研究」については、現在、交付業務を除いて文部科学省が直接業務を行っていることに鑑み、審査の一体的な改善、業務の効率化、利便性の向上を図る観点から、振興会への業務の移管を見据えて実効性のある見直しを行うことが重要である。

(参考) 独立行政法人日本学術振興会が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）
(平成30年3月1日文部科学省)

「科研費事業のうち、文部科学省が直接業務を行っている新学術領域研究について、業務の効率化と研究者の利便性の向上を図る観点から、中期目標期間中に振興会への業務の一元化

を行うための体制を整備する。」

(2) 応募件数の増加への対応

- 第8期報告書では、従来、大学や研究機関等による基盤的経費と競争的研究費によるデュアルサポートシステムが機能し、研究者による挑戦的な研究が支えられてきたものの、近年は基盤的経費の逡減等を背景としてデュアルサポートシステムが変容し、基盤的経費が担ってきた自由なボトムアップ型の研究は科研費に依存する傾向が強まっていると指摘している。
- このような状況を背景とし、科研費は近年応募件数が増加傾向にあり、主要研究種目に限っても、平成28年度に初めて10万件を超え、とりわけ「基盤研究(C)」の応募件数の伸びが著しい。このことは、「科研費の応募件数の増加への対応について(第8期における考え方)」(平成28年12月科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会、科学研究費補助金審査部会)にも示されるように、研究を巡る競争が激化する中、研究者の意欲の強さと科研費制度への信頼の現れである一方、運営費交付金等の基盤的経費の減少に伴い、科研費の需要が一層増し、多くの研究機関において中期目標等で財務内容の改善の観点から、科研費の応募・採択に関する組織的目標を設定し活用していると考えられる。
- 応募件数の増加を科研費へのニーズの高まりと解して肯定的に受け入れることもできるが、審査負担の増加は極めて重大な課題であるため、平成31年度助成(平成30年9月公募)の公募要領においては、研究機関に対し、研究者の自由な発想に基づく研究課題の応募という趣旨を逸脱しないよう注意喚起がなされている。
- また、今後も応募件数が増加の一途を辿れば、審査委員の審査負担の増加により、公平・公正な審査に支障を来しかねないと考えられる。
- 今後、科研費制度の趣旨を踏まえた応募動向の十分な検証を行い、応募資格の見直しや審査方式改善の是非も含む制度全体を俯瞰した実効性のある方策を検討していく必要がある。

(3) 新たな審査方式の検証及び検証結果を踏まえた見直し

- 科研費の公募・審査の在り方を抜本的に見直し、多様かつ独創的な学術研究を振興するため、平成30年度助成に係る公募から、「基盤研究」及び「若手研究」については、新たな審査区分表により応募を受け付けるとともに、新たな審査方式(「総合審査」方式及び「2段階書面審査」方式)により審査を行っている。なお、これに先立ち「挑戦的研究」については、平成29年度から「総合審査」方式により審査を行っている。
- これら新たな審査方式を含め、より良い審査方式の在り方については、文部科学省と振興会が緊密な連携を図りながら検討を進め、その結果を踏まえた適切な見直しを行う必要がある。

研究費部会（第9期）委員名簿

（50音順）

（委員）

- 甲 斐 知恵子 東京大学医科学研究所教授
- 栗 原 和 枝 東北大学未来科学技術共同研究センター教授
- 白波瀬 佐和子 東京大学副学長・大学院人文社会系研究科教授
- ◎ 西 尾 章治郎 大阪大学総長

（臨時委員）

- 井野瀬 久美恵 甲南大学文学部教授
- 小 川 温 子 お茶の水女子大学基幹研究院自然科学系教授
- 小 安 重 夫 国立研究開発法人理化学研究所理事
- 城 山 英 明 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 鍋 倉 淳 一 自然科学研究機構生理学研究所教授
- 山 本 智 東京大学大学院理学系研究科教授

（専門委員）

- 射 場 英 紀 トヨタ自動車株式会社電池材料技術・研究部長
- 上 田 修 功 NTTコミュニケーション科学基礎研究所上田特別研究室長、
機械学習・データ科学センタ代表
- 竹 沢 泰 子 京都大学人文科学研究所教授
- 橋 本 周 司 早稲田大学副総長

（◎：部会長、○：部会長代理）

（平成30年4月1日現在）

科研費改革に関する作業部会の設置について

平成 29 年 4 月 24 日
研 究 費 部 会
科学研究費補助金審査部会

科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会運営規則第 2 条及び科学技術・学術審議会科学研究費補助金審査部会運営規則第 2 条の規定に基づき、研究費部会及び科学研究費補助金審査部会の下に「科研費改革に関する作業部会」（以下「作業部会」という。）を設置する。

1. 趣旨

「科研費改革の実施方針」（平成 29 年 1 月 27 日改定）に基づく具体的な方策に関する原案を策定し、研究費部会及び科学研究費補助金審査部会に具申する。

2. 庶務

作業部会の庶務は、研究振興局学術研究助成課において処理する。

3. その他

- (1) オブザーバーとして、日本学術振興会から若干名の出席を求める。
- (2) ここに定めるもののほか、議事の手続きその他作業部会の運営に関し必要な事項は、主査が作業部会に諮って定める。

研究費部会・科学研究費補助金審査部会
科研費改革に関する作業部会委員名簿

- ◎小 安 重 夫 国立研究開発法人理化学研究所理事
- 鍋 倉 淳 一 自然科学研究機構生理学研究所教授
- 永 原 裕 子 日本学術振興会学術システム研究センター副所長
東京工業大学地球生命研究所フェロー
- 山 本 智 東京大学大学院理学系研究科教授
- 上 田 修 功 N T T コミュニケーション科学基礎研究所上田特別研究室長
機械学習・データ科学センター代表
- 竹 沢 泰 子 京都大学人文科学研究所教授
- 橋 本 周 司 早稲田大学副総長
- (オブザーバー)
- 尾 辻 泰 一 日本学術振興会学術システム研究センター主任研究員
東北大学電気通信研究所教授
- 岡 部 寿 男 日本学術振興会学術システム研究センター主任研究員・
科研費ワーキンググループ主査
京都大学学術情報メディアセンター教授

(◎：主査、○：主査代理)

(平成30年4月1日現在)

科研費改革の実施方針

文 部 科 学 省
平成 2 7 年 9 月 2 9 日
最終改定 平成 2 9 年 1 月 2 7 日

第 5 期科学技術基本計画の計画期間（平成 28～32 年度）を展望し、科学技術・学術審議会等の提言を尊重しつつ、以下の方針に則り科研費改革を実施する。

1 改革の基本的な考え方

- これまでの累次の制度改善の成果と課題を踏まえ、学術の現代的要請（挑戦性、総合性、融合性、国際性）¹にのり的確に対応し、政策目標に留意しつつ成果創出の最大化を図るため、科研費の基本的な構造をはじめとする抜本的な改革を行う。
- 学術研究の多様性の確保、研究者の自由な発想に基づく研究を尊重する観点から、それらを担保する公正・透明なピアレビューについて、その信頼性の維持・向上のため不断の改善を図る。
- 審査システムについては、各研究種目の性質に応じて審査区分の大括り化及び総合審査方式の導入などを実施することを通じ、より競争的な環境の下、多角的な観点から優れた研究課題を見いだせるようにする。併せて審査の質を確保しつつ、審査方式の合理化等を図る。【別紙 1】
- 研究種目・枠組みについては、学術の現代的要請やイノベーションをめぐる動向に対応し、研究者が、学術研究を継続的に深化・発展させることができるよう、それぞれの役割・機能分担を一層明確化する観点から、所要の見直し・改善を行う。その際、制度の簡素化について併せ検討を行う。
- 研究種目・枠組みの再構築に当たっては、学術の変革に向けて、あらゆる研究者が新たな課題を積極的に探索し、それに挑戦することができるよう支援を強化する。また、適切な時期における研究者の流動・独立を促進し、安

定的な研究基盤の形成に寄与する。その際、若手研究者への支援を総合的に推進する。【別紙2】

- オープンサイエンスの動向に適切に対応し、研究成果及びそれに係る評価結果を積極的に発信し、その可視化を進める。併せて、他の公的研究費制度との適切な連携に留意する。
- 研究費の使い勝手の改善やアワードイヤーⁱⁱの実現等により研究成果を最大化するため、各研究種目の性質に応じて基金化を促進するとともに、競争的研究費改革の動向を踏まえ、使途の柔軟化や研究設備・機器の共用促進などについて適切に対応する。併せて研究費の取扱いルールを徹底し、不正の防止と不正に対する厳正な対応を期す。
- 科研費の規模については、「イノベーションの源泉」としての学術研究の今日的意義、研究機関内で措置される個人研究費の縮減傾向、市場原理の下での学術研究に対する民間投資の限界等を踏まえ、公的研究費における比重を堅持し、その充実・強化を図る。
- 科研費の充実・強化に当たっては、それぞれの研究種目の性質や個々の計画への適切な配分（充足率等）に留意しつつ、新規採択率の全体目標（30%）ⁱⁱⁱの達成を目指す。【別紙3】

2 改革の工程・進め方

- 平成30年度助成（平成29年9月公募）から新たな審査システムへ円滑に移行することを目指し、各種の先導的取組を含め系統的な取組を進める。その際、研究機関・研究者の十分な理解が得られるよう、適切な時期・方法により説明を行うなど必要な配慮を行う。
- 各研究種目の現況を点検・評価の上、新たな審査システムへの移行と同期させて確実に実行すべきもの、それ以降第5期科学技術基本計画の期間中に対応するもの等を整理し、適切な優先順位の下、順次取組を進める。

- 科研費改革の効果が十分に発揮されるよう、競争的研究費改革及び大学改革の全体状況を踏まえ、適時適切な対応をとる。
- 科研費改革に対する各界の理解と支持が得られるよう、科研費の成果を広く発信していく。また、学術コミュニティをはじめとする各界の意見・要望を受け止め、科研費改革の PDCA サイクルが十分に機能するような体制をとる。
- 以上を前提とし、①審査システムの見直し、②研究種目・枠組みの見直し、③柔軟かつ適正な研究費使用の促進、の柱の下、諸課題について工程表に基づき計画的・総合的に取組を推進する。【別紙 4】

3 その他

- 本実施方針については、諸般の情勢変化や科研費改革の進捗状況に応じ、適当な時期に改定する。
- 本実施方針の改定に当たっては、科学技術・学術審議会学術分科会の議を経るものとする。

ⁱ 「挑戦性、総合性、融合性、国際性」の意義・内容については、科学技術・学術審議会学術分科会「学術研究の総合的な推進方策について（最終報告）」（平成27年1月27日）参照。

ⁱⁱ アワードイヤーとは、会計年度にかかわらず研究開始時期から一定期間研究費を活用できる仕組みのことをいう

ⁱⁱⁱ 科研費の新規採択率については、第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）において、「30%」の確保を目標として設定。

科研費の公募・審査の在り方を抜本的に見直し、 多様かつ独創的な学術研究を振興する

現行の審査システム（平成29年度助成）

**最大400余の細目等で
公募・審査**

細目数は321、応募件数が最多の「**基盤研究（C）**」はキーワードによりさらに細分化した432の審査区分で審査。

基盤研究（S）
基盤研究（A）
（B）
（C）
若手研究（A）
（B）

- ほとんどの研究種目で、細目ごとに同様の審査を実施。
- 書面審査と合議審査を異なる審査委員が実施する2段階審査方式。

※「挑戦的萌芽研究」を発展・見直し、平成29年度公募から新設した「挑戦的研究」では、「中区分」を使用し、「総合審査」を先行実施。

「分科細目表」を廃止

新たな審査システムへ移行

新たな審査区分と審査方式 平成30年度助成（平成29年9月公募予定）～

大区分（11）で公募
中区分を複数集めた審査区分

基盤研究（S）

中区分（65）で公募
小区分を複数集めた審査区分

基盤研究（A）
挑戦的研究

小区分（306）で公募
これまで醸成されてきた多様な学術に対応する審査区分

基盤研究（B）
（C）
若手研究

「総合審査」方式—より多角的に—

個別の小区分にとらわれることなく審査委員全員が書面審査を行ったうえで、同一の審査委員が幅広い視点から合議により審査。
※基盤研究（S）については、「審査意見書」を活用。

- 特定の分野だけでなく関連する分野からみて、その提案内容を多角的に見極めることにより、優れた応募研究課題を見出すことができる。
- 改善点（審査コメント）をフィードバックし、研究計画の見直しをサポート。

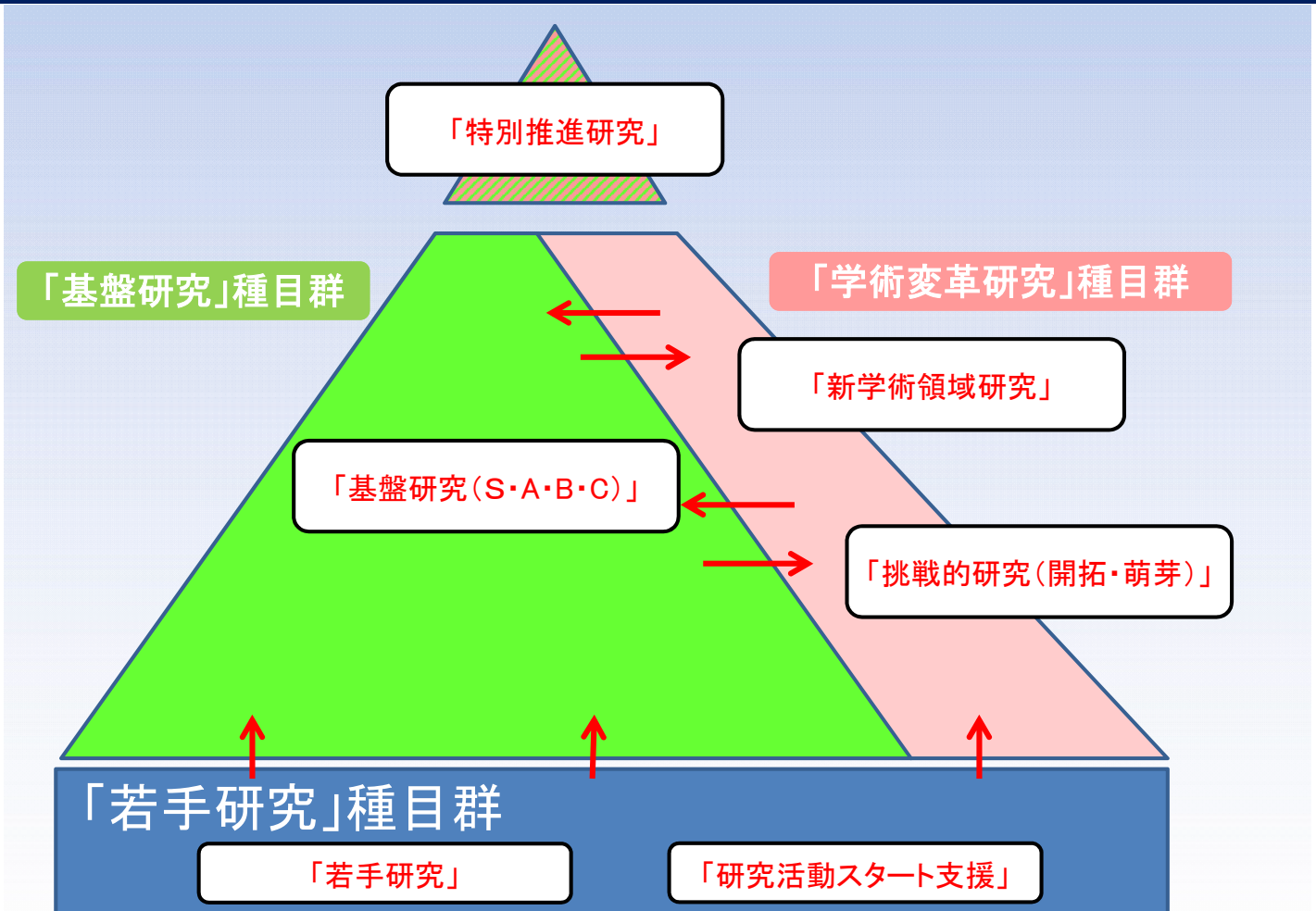
「2段階書面審査」方式—より効率的に—

同一の審査委員が電子システム上で2段階にわたり書面審査を実施し、採否を決定。

- 他の審査委員の評価を踏まえ、自身の評価結果の再検討。
- 会議体としての合議審査を実施しないため審査の効率化。

注) 人文社会・理工・生物等の「系」単位で審査を行っている大規模研究種目（「特別推進研究」、「新学術領域研究」）の審査区分は基本的に現行どおり実施する。審査方式については、当該種目の見直しの進捗を踏まえて逐次改善する予定。

学術の変革への挑戦を促す科研費改革—新たな種目体系のイメージ—



科研費若手支援プラン(CIO)

一次代の学術・イノベーションの担い手のために

別紙2-2

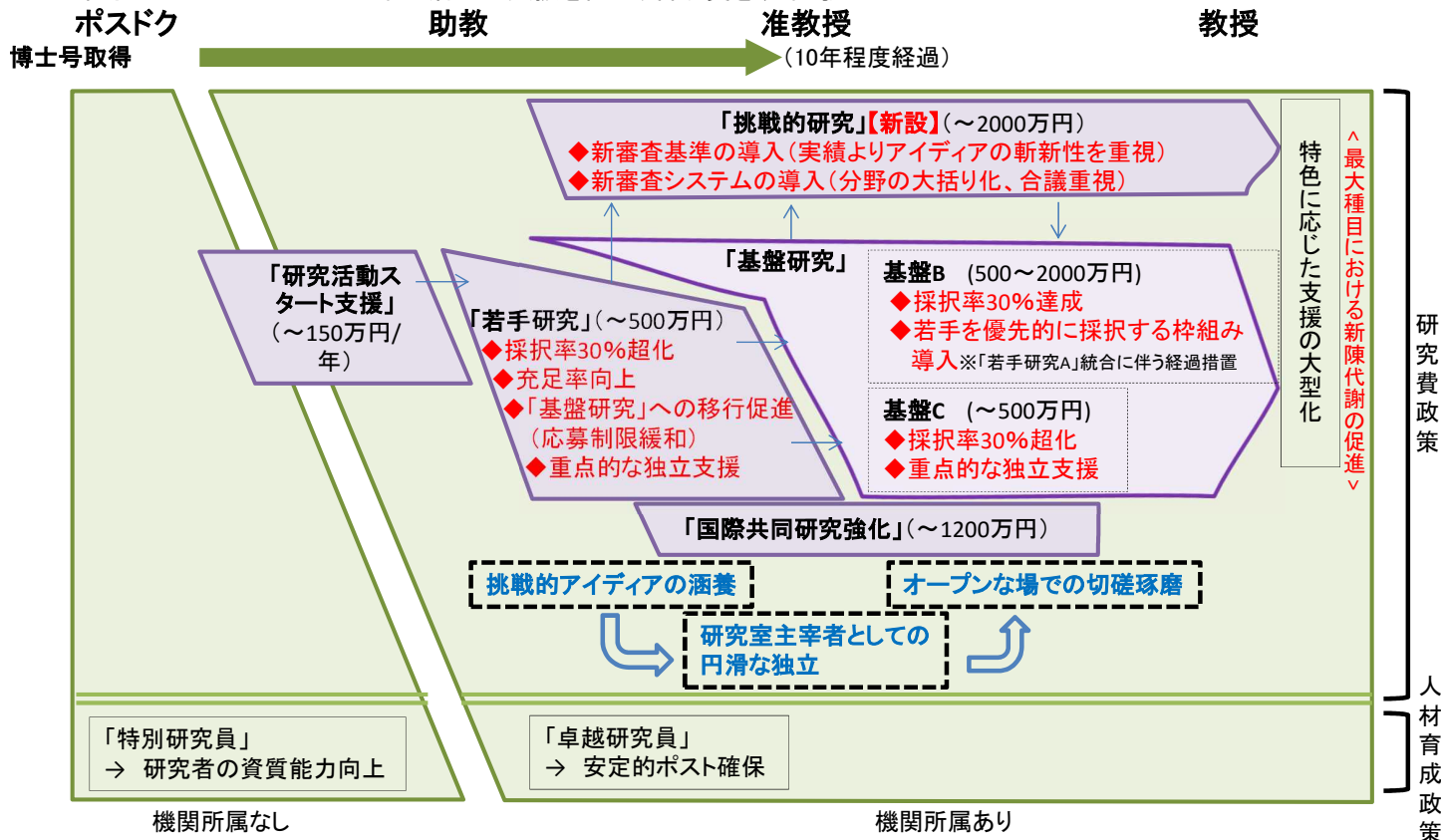
【基本的な考え方】

博士人材育成と軌を一にして、研究者のキャリアに応じた効果的な支援策を切れ目無く展開

→ 目指す研究者・研究環境のイメージ: 「より挑戦的に、より自律的に、より開放的に」

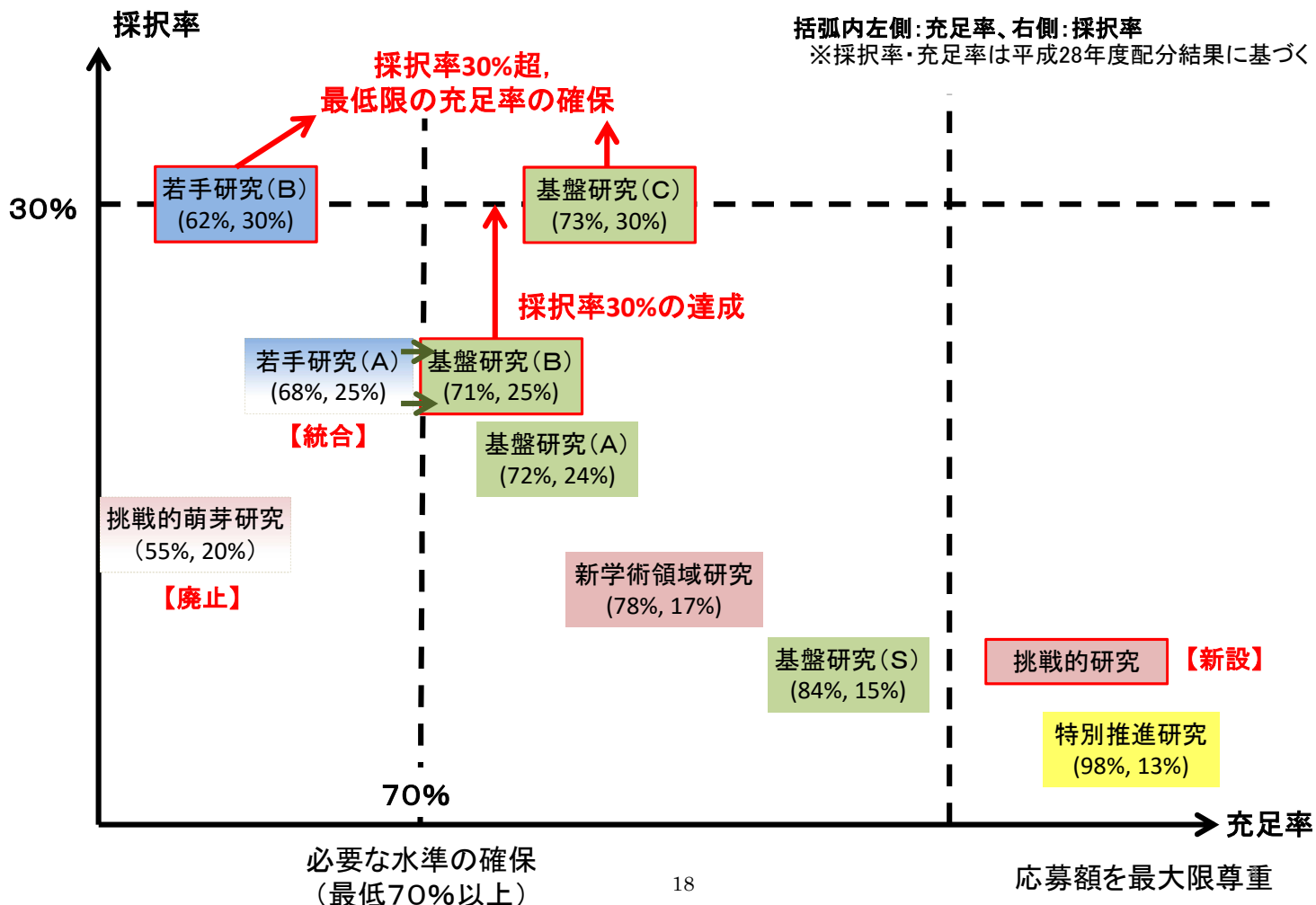
”More Challenging, More Independent, More Open”

※若手のロールモデルとなる中堅層への支援を含め、科研費を改革・強化



採択率と充足率の関係(イメージ)

別紙3



～平成29年度

平成30年度～32年度

第5期科学技術基本計画(平成28～32年度)

1. 審査システムの見直し

審査単位・区分の見直し

- ・創造性に富む競争的環境の形成
- ・学問分野の多様性・広がりへの柔軟な対応

「分科細目表」の見直し(大括り化等)

「特設分野研究」「時限付分科細目」「複数細目審査」の見直し

「科研費審査システム改革2018」の実施準備

審査方式の見直し

- ・より丁寧な審査方式の導入

一部種目における総合審査方式の先行実施

- ・審査方式の合理化

2段階書面審査方式の検討

- ・審査結果の取扱いの改善

「特設分野研究」における審査結果のフィードバックの試行

応募プロセスの見直し

- ・重複制限の改善

重複制限の検証、新種目体系への移行に向けた検討

- ・応募件数の増加への対応

一部種目におけるプレスクリーニングの試行

審査体制の充実・強化

審査単位・区分や審査方式の見直しに合わせた体制の構築(適格な審査員の持続的な育成・確保方策の検討と実施)

「新学術領域研究」審査業務の一元化の検討

平成30年度助成(平成29年9月公募)

新たな「審査区分表」の定着、不断の見直し

新たな審査方式の定着

一部種目における本格実施

新制度における応募プロセスの検証(重複緩和の可能性、審査負担の変化等)

改善策の検討、実施

プレスクリーニングの本格実施

新たな審査方式に即した体制強化

(平成32年度助成)

新制度による審査

科研費改革の工程表(2/3)

～平成29年度

平成30年度～32年度

第5期科学技術基本計画(平成28～32年度)

2. 研究種目・枠組みの見直し

研究種目の再構築

- ・研究種目の相互関係の再整理

種目体系の見直し(「学術変革研究」種目群の創設等)

新体系への移行

- ・大規模研究種目の改善

「特別推進研究」の見直し

新制度への移行

「新学術領域研究」の検証・改善策の検討

- ・若手研究種目の改善

応募要件の見直し

「若手研究(A)」の見直し

独立支援策の検討

「若手研究(B)」の充実策の検討

「若手支援プラン」の策定、実施準備
・新応募要件の決定・周知
・「若手研究(A)」の新規公募停止
・独立支援策の試行
・「若手研究(B)」の充実、基盤研究種目へのステップアップ促進

- ・挑戦的研究への支援の強化

「挑戦的研究」の新設

新種目による助成

国際化への対応

- ・国際共同研究の加速

「国際共同研究加速基金」プログラムの推進・フォローアップ(①国際共同研究強化、②国際活動支援班、③帰国発展研究)

- ・審査・評価の国際化

一部種目における試行

平成30年度助成(平成29年9月公募)

新たな体系の本格実施(種目の性質に応じた採択率・充足率の改善)

新制度への定着、他の研究費制度との連携等に係る検討

公募

(平成32年度助成)

「若手支援プラン」の本格実施
新たな種目体系・制度の定着、重点種目の採択率向上等

※応募要件の見直し、「若手研究(A)」の新規公募停止に関しては、平成31年度助成までは経過措置を適用

新種目の定着、フォローアップ

プログラムの検証、改善策(応募要件の見直し等)の検討・実施

「特別推進研究」における海外レフェリー制度の改善

科研費改革の工程表(3/3)

～平成29年度

平成30年度～32年度

第5期科学技術基本計画(平成28～32年度)

2. 研究種目・枠組みの見直し

研究成果・評価の可視化

・オープンアクセスの動向への対応

JSPSにおけるポリシー策定

論文オープンアクセスの推奨

・他の研究費とのシームレスな連携

一部種目での重複制限ルールの実施

審査・評価の改善策の検討

KAKEN DBの充実、改善策の検討・実施

FMDBとの連携、改善策の検討・実施

平成30年度助成
(平成29年9月公募)

全体方針を踏まえた改善策の検討・実施

改善策の実施

基金の充実に向けた検討・実施
使い勝手の検証

取組の定着

3. 柔軟かつ適正な研究費使用の促進

「学術研究助成基金」等の充実

基金対象種目の見直し
(「国際共同研究加速基金」「特設分野研究基金」「挑戦的研究」の創設)

調整金制度等の活用促進

競争的研究費改革への対応

全体方針を踏まえた科研費制度としての取組の検討・実施
(政府内のルールの共通化、研究費の使途柔軟化、設備等の共用促進等)

研究不正・研究費不正への厳正な対応

ガイドラインを踏まえた不正防止策の実施・改善
(実地検査、研究倫理教育の推進等)

研究組織及び研究計画調書の見直しについて

平成 29 年 10 月 20 日
平成 30 年 3 月 14 日改訂
科研費改革に関する作業部会

1. 「連携研究者」の在り方について

- 「連携研究者」は、従来、科研費における「研究組織」が「研究代表者」、「研究分担者」¹、「研究協力者」により構成されていたところ、「科学研究費補助金において当面講ずべき施策の方向性について(科研費部会「審議のまとめ(その1)」(平成 19 年 8 月 10 日 科学技術・学術審議会学術分科会研究部会)における下記の問題意識を踏まえ、平成 20 年度助成より導入されたものである。

科学技術・学術審議会学術分科会研究部会「科学研究費補助金において当面講ずべき施策の方向性について(科研費部会「審議のまとめ(その1)」(平成 19 年 8 月 10 日)

II 科研費において当面講ずべき制度改善方策

2 研究分担者の在り方の見直し

(問題意識)

- こうした研究分担者において、分担金の配分を受けていない者のうち、研究代表者と異なる機関に属する者については、研究資金の使用に関する機関管理が十分に行き届かない恐れがあるとの指摘。
 - また、不正使用が発覚した際には、研究分担者にも共同責任が課せられるルール【引用註：以下「連座制」という。】になったことにより、研究分担者になることに抑制的になるとの指摘がある一方、一般に研究代表者と共同して研究を行う者と、国庫補助事業(以下「補助事業」という。)上の研究分担者の定義を同一と捉えて、ペナルティ制度が共同研究の萎縮や妨げになる恐れがあるとの意見。
 - 研究分担者のうち、そのほとんどを占める分担金の配分を受けていない者については実質的にどの程度の資金が使用されているのか把握できないこと、また、実際に分担者として複数かつ多額の資金を使用している研究者がいて問題が生じているとの指摘もあることなどから、研究資金の過度の集中等を防ぐ上で障害となる恐れ。
- しかしながら、平成 25 年度に連座制が廃止されたことに伴い、「連携研究者」の導入趣旨を考慮する必要がなくなり、また、科学技術・学術審議会学術分科会においても、下記のとおり「連携研究者」の在り方を見直すべきとする趣旨を盛り込んだ提言が取りまとめられたところである。さらに、平成 29 年 9 月公募より、研究計画調書における「連携研究者」の業績記載を不可とし、その対象を「研究代表者」及び「研究分担者」に限定したことから、一層「連携研究者」の在り方を見直す必要

¹ 当時から「研究分担者」は補助金適正化法の適用を受ける補助事業者として整理されていたが、「分担金の配分を受ける者」と「分担金の配分を受けない者」が存在した。

性が増しているところである。

科学技術・学術審議会学術分科会「科学研究費助成事業の審査システム改革について」(平成 29 年1月 17 日)

3 審査システム改革の内容等

(1) 改革の内容

⑥ その他関連措置について

(c) 科研費制度における「研究組織」について

・・・「③連携研究者」は、・・・研究計画調書に研究業績を記載することができる研究者でありながら、参画する研究計画における時間の配分率(エフォート)の登録が不要となっている。このため、研究組織への柔軟な参画が可能である一方、多数の「連携研究者」の参画により研究組織が肥大化する事例が見られ、研究計画の実行可能性に係る審査に支障が生じているという意見もある。

このため、「③連携研究者」の在り方等について、研究組織の構成を整理する方向で引き続き検討する必要がある。

○ このような状況を踏まえ、本作業部会において、研究組織の見直しについて、下記の3類型に整理して検討を行った。

- (1) 「連携研究者」を廃止し、現行制度上、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。)上の補助事業者である「研究分担者」の中に、①「補助事業者であり、分担金の配分を受ける分担者」、②「補助事業者ではなく、分担金の配分を受けない分担者」の2種類を併存させる。
- (2) 現行制度を維持し、「連携研究者」の見直しは行わない。
- (3) 「研究代表者」と「研究分担者」以外に研究計画に関わる者として、「連携研究者」と「研究協力者」を統合し、新たな「研究協力者」として再整理する²。

○ (1)を採用する場合、「研究分担者」の中に、補助金適正化法上の補助事業者としての責任を負う者とそうではない者が混在することとなり、科研費制度運用上、「研究分担者」の整理が複雑となる³。

○ また、(2)に関連して、現行制度上、「連携研究者」は科研費の応募資格を有する者に限られていることから、「連携研究者」として位置付けるためには、日本国内の研究機関に属している必要がある。従って、海外の研究機関に属する研究者は「連携研究者」として位置付けることが出来ないのが現状である。

² この場合、科学研究費補助金取扱規程(昭和 40 年文部省告示第 110 号)の一部改正を要する。

³ なお、(1)②について、「補助事業者であり、分担金の配分を受けない分担者」という整理にすることも検討したが、文部科学省における検討の末、補助金適正化法はあくまでも補助金の予算執行等の適正化を目的とするものであるため、補助金の配分を受けない研究者を当該法律の対象(補助事業者)として整理することは困難であるとされたため、今回の検討の対象からは除外している。

- しかし、平成 27 年1月の科学技術・学術審議会学術分科会の報告⁴において、学術研究への現
在的要請の一として「国際性」が謳われており、また、平成 30 年度概算要求においても、国際共同
研究を推進する方針が打ち出されていることを踏まえると、日本国内の科研費応募資格者に限定
する「連携研究者」を維持する必然性は低いと言える。
- 一方、(3)を採用する場合、「連携研究者」と「研究協力者」を統合して出来る新たな「研究協力
者」は、補助事業者以外に研究計画に関わる者として簡便に整理することが可能であり、現行の
「研究協力者」同様、科研費の応募資格者に限定しないことから、「研究代表者」及び「研究分担
者」以外の者であれば一律に並列して位置付けることが可能である。
- 加えて、現在、科研費の交付に当たり、交付申請書の研究組織欄への記載を必要としているの
は補助事業者（「研究代表者」及び「研究分担者」）のみであり、「連携研究者」は交付手続き上管
理の対象としていないため、「研究協力者」同様、極めて流動的な扱いが可能な位置づけとされて
おり、前述のような両者の整理が要される場所である。
- 従って、本作業部会としては、(3)のとおり研究組織を見直す方向で整理するように求めたい。

2. 「研究分担者」の位置づけの明確化について

- 1. に示すとおり研究組織の見直しを行う場合、研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ
研究者として位置付けられている「研究代表者」はもとより、同じく補助金適正化法上の補助事業者
として、「研究分担者」に求められる責任の所在を今一度再認識する必要がある。
- 従って、現行の公募要領における「研究分担者」の定義に関する記載を発展的に見直し、例え
ば「研究分担者は、研究計画の遂行に関して研究代表者と協力しつつ、明確な分担内容に応じた
研究遂行責任を負い研究活動を行う者のことをいい、補助事業者として分担内容を踏まえた分担
金の配分を受ける者でなければなりません。」と再整理するなど、「研究分担者」の位置づけの更な
る明確化を図る必要がある。

3. 研究計画調書の見直しについて

⁴ 科学技術・学術審議会学術分科会「学術研究の総合的な推進方策について(最終報告)」(平成 27 年1月 27 日)にお
いて、「国際性」は現代的要請の一として、「自然科学のみならず人文学・社会科学を含め分野を問わず、世界の学術コ
ミュニティーにおける議論や検証を通じて研究を相対化することにより、世界に通用する卓越性を獲得したり新しい研究
枠組みを提唱したりして、世界に貢献する必要がある」と整理されている。

- 1. 及び2. に示した整理を行うことを前提として、研究計画調書⁵の在り方についても検討する必要がある。
- 科研費に応募する研究者の中には、審査を見据え、研究計画調書の「研究組織」欄に必要以上に数多く著名な「研究分担者」を連ねたり、また、「研究業績」欄に必ずしも研究課題とは関係のない業績を不必要に連ねたりする傾向が少なからず看守されるとの指摘がある。
- このような指摘は従来から示されており、実際、「連携研究者」の新設を巡る平成 19 年当時の議論においても、分担金の配分を受けない「研究分担者」の業績が必要以上に研究計画調書に記載されていた実態が課題として挙げられていたところである。
- また、「研究業績」欄については、平成 29 年9月公募からその記載対象が「研究代表者」及び「研究分担者」のみとされたことに伴い、現行の「連携研究者」相当の研究者が研究業績の記入を行うことを目的として、形式的に「研究分担者」に移行する可能性があることも考慮する必要がある。
- 科研費制度においては、あくまでも「研究代表者」がすべての研究計画の遂行に関して責任を持つ研究者であり、その責任は、「研究分担者」以下で認められている交替が「研究代表者」のみ認められていないことから明らかである。
- このように、科研費の研究課題が「研究代表者」のものであるという前提に立つとともに、1. 及び2. の整理を踏まえ、次のとおり研究計画調書の見直しを提案する。
- 第一に、「研究組織」欄について、現在「研究代表者」、「研究分担者」、「連携研究者」の「所属機関、部局、職」、「学位、役割分担」、「平成○年度研究経費(千円)」(※「連携研究者を除く。）、「エフォート(%)」(※「連携研究者」を除く。)を記載することとされているが、「連携研究者」を廃止することに伴い、記載対象を「研究代表者」及び「研究分担者」のみとする。
- 第二に、上述した「研究代表者」の性格に鑑み、「研究業績」欄については、その記載対象を「研究代表者」に限定し、当該欄においては「研究分担者」の業績の記載は求めないこととする。
- 一方で、「研究分担者」を設ける場合、研究計画遂行上、なぜ当該分担者が必要なのかについて、必要に応じて研究業績等を引用しつつ研究計画調書に記載できるようにすべきとする意見や、研究計画を遂行する上で、分担金の必要はないが重要な役割を担う者も一定数存在するといった意見も見受けられるところである。

⁵ 本稿において「研究計画調書」と言う場合、平成 30 年度科研費公募要領別冊中、基盤研究(A・B・C)の研究計画調書を参照。

- 従って、「連携研究者」の廃止を受け、「研究計画に関連のある研究者等」(仮称)の記載欄を設定し、関連のある研究者等(「研究分担者」、「研究協力者」)の情報(所属・職・氏名、共同研究や連携・協力の内容、度合い、業績等)について記入を求めることとする。なお、本欄に記載できる者については、科研費応募資格の有無を問わないこととする。
- さらに、現行の研究計画調書中「1 研究目的、研究方法など」欄において、研究を「研究分担者」とともに行う場合、「研究代表者」と「研究分担者」の具体的な役割を記述することとされているが、「研究分担者」が分担する役割の内容については、当該研究者の研究業績等と関連付け、当該欄⁶において「研究遂行能力」を併せて説明するように求めることとする。なお、当該事項の記載に当たり、必要に応じて表形式による記述を認めるなど、応募者による分かりやすい説明が可能となるよう配慮するものとする。
- 以上の見直しにより、前述の研究組織の見直しを研究計画調書に適切に反映できるとともに、「研究分担者」の研究業績についても、当該研究者の役割と研究遂行能力を明確に説明する上で、より有効に活用できるものと整理できる。
- 以上の整理を独立行政法人日本学術振興会に提示したところ、平成 29 年 11 月 20 日の本作業部会において、下記のとおり、御意見をいただいたところである⁷。

【研究計画調書の見直しに関する日本学術振興会の意見】

(「研究計画に関連のある研究者等」欄(仮称)の取扱について)

- ・連携研究者を研究協力者と整理するにもかかわらず、研究協力者について記載する欄を設けるのは、これまでの連携研究者による研究組織の肥大化と同様の弊害を残す恐れがある。そのため、研究協力者については、研究計画調書全体の中で必要に応じて記載していけばよく、「研究計画に関連のある研究者等」欄は不要。

(「研究業績」欄の取扱について)

- ・研究分担者による研究遂行も含めて研究計画であることから、審査においては、現行のように研究分担者も含めて研究計画としての研究遂行能力を十分に確認する必要があるとの意見が大勢を占めた。

⁶ 本作業部会においては、科研費における研究課題が「研究代表者」に帰属するものであるとの前提に立ち、研究計画調書における「研究分担者」の研究業績の記載を求めず、「研究代表者」のみ研究業績を記載するものと整理することを含めて検討を行った。

検討の過程において、「研究分担者」の研究業績については、当該研究者が分担する役割に対する研究遂行能力を説明する上で考慮すべきものの指摘がなされる一方で、現行の研究計画調書において独立した項目として設けられている「研究業績」欄については、当該欄における記載を充実させることが審査の上で有利に働くといった誤った印象を与えかねないとの指摘もなされた。本作業部会としては、「研究分担者」の研究業績は「研究業績」欄を量的に充実させる性質のものとして捉えられるべきではないことも踏まえ、ここに示す方針が適当と整理した。

⁷ 平成 29 年 11 月 20 日開催科研費改革に関する作業部会(第8回)資料2-1「研究組織及び研究計画調書の見直しに係る科研費WG(H29.11.2)での主な意見等について」より抜粋。

そのため、研究分担者の研究業績を研究計画中に記載させるのではなく、研究業績欄には現行どおり研究分担者の業績も記載させるべき。

- 先述したとおり、応募者の中には「研究業績」欄に必ずしも研究課題とは関係のない業績を不必要に連ねたりする可能性など、審議過程において応募、審査の本来の在り方を歪めかねない実態も指摘された。

この点については、「研究業績」欄が、一定の情報を記載する「枠」としての位置づけとされてきたことにより、応募者にとって「できるだけ多くの業績でスペースを埋めなければ審査において不利になるのではないか。」といった誤った認識を与えている可能性の指摘もあった。

- 研究代表者及び研究分担者の分担内容に応じた研究遂行能力を評価するために研究業績等の確認が必要であることは、審議過程で十分議論されてきたところであるが、研究業績等の「書かせ方」については、前述の問題意識等もあり一考の余地があると思われる。
- また、科研費の審査に関し、あたかも業績偏重主義であるかのような認識を応募者その他に与える可能性については、できるだけ是正を試みるべきであり、そのための工夫を考慮する必要がある。
- 振興会においては、以下に示す論点の例を含む本作業部会の意見も踏まえ、研究計画調書における適切な「研究業績の書かせ方」について最適化に向けた検討を進めていただき、平成 31 年度助成に係る公募から適用するよう準備を進められたい。

(論点の例)

- ・ 研究分担者の研究業績については、「当該研究者の分担内容に応じた研究遂行能力のために必要。」との議論があった点を十分考慮すること。
- ・ 仮に「研究業績」欄を引き続き活用する場合にあっては、応募者が研究遂行能力の評価に必要な情報を適切に記載するよう配慮すること。
(単に「欄を埋める」ことが重要であるかのような印象を払拭すること。)
- ・ 研究業績等による研究遂行能力の評価について、応募者、審査担当者の双方に正しい認識を醸成するよう努めること。
- ・ 府省全体で「リサーチマップ」との連携に取り組むこととなっていることを十分踏まえること。
- ・ 今後、研究計画調書による審査を電子媒体中心に移行していくことをも視野に置いた検討とすること。

科研費制度運営の適正化を通じた公正・透明な研究活動の実現に向けて

平成 30 年 5 月 18 日
科学技術・学術審議会学術分科会
研究費部会、科学研究費補助金審査部会

本年で制度創設 100 年目を迎える科研費は、毎年度 2 万数千件もの新規研究課題を採択する、年度予算約 2 千 3 百億円規模の我が国最大の競争的資金制度である。

今後も配分規模の拡充を含む科研費制度全体の充実に注力していくとともに、科研費が国民から徴収された税金等によって運営されていることに鑑み、引き続きこれまで以上に公正・透明な研究活動の実現に努めていく必要があることから、下記のとおり制度運営の適正化を図る。

1. 適正な審査の実施について

◆ 審査に関する透明性の向上

審査委員の公表を現行よりも細かい区分により行い、応募研究課題と担当審査委員の対応関係をより明確にすることにより、審査委員の責任感を高めるとともに、審査委員選考者の責任意識を高め、審査及び審査委員選考の透明性の一層の向上を図る。

なお、このことについては、独立行政法人日本学術振興会において、平成 29 年度助成分の研究課題の審査を担当した審査委員の公表分（平成 30 年 2 月に実施）から対応している。

◆ 審査委員の層の充実

現在も審査委員の選考に当たっては、選考する審査委員の年齢構成を考慮しつつ、若手研究者の積極的登用に配慮するよう選考要項に掲げているが、更に若手研究者の早期登用を図るなど、今後その実効性をより担保するための方策を検討する。

若手研究者の早期登用などにより、審査への習熟度を高めた研究者を増やし、審査委員の層の充実を図ることによって、審査委員の新陳代謝の向上に努めるとともに、最新の研究動向や学説動向をより柔軟に反映した審査の実施を図る。

2. 公正で誠実な研究活動の実施について

◆ 研究遂行上の配慮事項の公募要領等での周知

日本学術会議が作成しているすべての学術分野に共通する基本的な規範である声明「科学者の行動規範」（平成 25 年 1 月 25 日）（内 I. 科学者の責務）や、日本

学術振興会が作成している研究倫理教育に関する教材「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―」（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、公募要領や審査の手引き等において改めて周知する。

◆ **研究者の自覚と責任において実施する研究であることの周知**

科研費による研究は研究者の自覚と責任において実施するものであり、研究の実施や研究成果の公表等については、国や資金配分機関の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されることを周知する。

具体的には、以下の対応を行うこととする。

- ・ 公募要領や科研費ハンドブック（研究者用）、科学研究費助成事業データベース（KAKEN）等においてその旨を周知。
- ・ 研究成果報告書の様式にその旨を明記。
- ・ 科研費の研究成果を発表する際に、本研究成果が研究者個人の見解である旨を記載する場合には、以下の記載例を参考とする旨を科研費ハンドブック（研究者用）において周知。

（記載例）

本研究の成果は著者自らの見解等に基づくものであり、所属研究機関、資金配分機関及び国の見解等を反映するものではありません。

統合イノベーション戦略（抜粋）

（平成30年6月15日 閣議決定）

第3章 知の創造

（1）大学改革等によるイノベーション・エコシステムの創出

○目指すべき将来像

- ・大学や国研が産学官を交えた知識集約型産業の中核となるイノベーション・エコシステムが全国各地に構築

<経営環境の改善>

- ・ガバナンスが強化され、公的資金のみならず、戦略的な経営、産学連携等により民間資金や寄付金が拡大し、教育研究や人材に投資できる資金が拡大

<人材流動性・若手等活躍>

- ・大学全体として、研究者の流動性と魅力的な処遇が確保され、若手・女性・外国人などの多様で優れた人材が大学の特色を創り出すことができるよう、バランスの取れた人事配置が実現

<研究生産性の向上>

- ・競争性を担保した上で、優秀な若手研究者には挑戦機会を増やすとともに、年齢にとらわれない適材適所の配置と新たな領域を更に発展させられる支援の仕組みが整備

<ボーダレスな挑戦（国際化、大型産学連携）>

- ・国際的な頭脳循環の中で研究者の流動性が高まるとともに、本格的な産学連携を進めるマネジメント体制が整備

○目標

<経営環境の改善>

戦略的な大学経営のために多様な見識を活用できる体制の構築に向けて、

- ・2023年度までに研究大学における外部理事を複数登用する法人数を2017年度の水準から倍増

民間資金・寄付金など外部資金を拡大できる経営基盤の形成に向けて、

- ・2025年度までに大学・国研等に対する企業の投資額を2014年度の水準の3倍

<人材流動性・若手等活躍>

若手研究者の活躍できる年齢構成の実現に向けて、

- ・2020年度までに40歳未満の大学本務教員の数に2013年水準から1割増加
- ・2023年度までに研究大学の40歳未満の本務教員割合を3割以上

<研究生産性の向上>

主要国並みの研究生産性の実現に向けて、

- ・2020年度までに総論文数を増やしつつ、総論文数に占めるTop10%補正論文数の

割合を10%以上

- ・2023年までに研究大学の教員一人当たりの論文数・総論文数を増やしつつ、総論文数に占めるTop10%補正論文数の割合を12%以上

研究費を獲得できる若手研究者の割合の増加に向けて、

- ・2023年度までに科研費における採択件数に占める若手研究者の比率が、応募件数に占める若手研究者の比率を10ポイント以上上回る⁷⁷

研究環境の充実による若手研究者の活躍機会の創設に向けて、

- ・2023年度までにサイエンスマップ参画領域数の伸び率が世界全体の伸び率を凌駕
- ・2023年度までに助教の職務活動時間に占める研究時間の割合を5割以上確保

<ボーダレスな挑戦（国際化、大型産学連携）>

研究者や大学の国際化に向けて、

- ・2023年度までに国際化を徹底して進める大学81において分野の特性に応じて外国大学で博士号を取得し、研究・教育活動の経験を有する日本人教員数を2017年度水準の3割増（ジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリー等も活用促進）

- ・2023年度までに英語による授業のみで修了できる研究科数300以上

・2023年度までにTop10%補正論文数における国際共著論文数の増加率を欧米程度
博士号取得者が活躍できる環境の整備に向けて、

- ・2023年度までに産業界による理工系博士号取得者の採用2,000人以上

（参考：ランキング）

- ・2023年度までに世界大学ランキングトップ100に10校以上を入れる。指定国立大学については世界大学ランキング100位内を目指す。また、研究大学は各々の強み・特色を生かして分野別ランキングの向上を目指す。

○目標達成に向けた主な課題及び今後の方向性

- ・研究大学や国研を中核としたイノベーション・エコシステムの構築には、大学等の経営環境、人事の硬直化・高齢化、研究生産性、ボーダレスな挑戦（国際化、大型産学連携）等に関する「壁」が存在
- ・これらを打ち破る改革を断行し、大学等の経営環境の抜本的な改善を図るとともに、若手の活躍促進、人材の流動性向上、産学連携等による外部資金の拡大を実現
- ・大学等のミッション、得意分野などの個性や特色に応じた戦略経営を実行するための基盤を確保し、学術的な価値やイノベーションの創出において世界と競争できる組織へと転換

⁷⁷ 若手研究者を中心とした種目への重点化等を通じて採択件数を増やすことで、採択件数に占める若手研究者の割合を増やす。

① イノベーションにおける大学改革等の必要性・重要性

イノベーションを巡る世界的競争が激化する中、我が国の大学改革や研究力強化策は相対的に立ち遅れつつあるとの指摘がなされている。

我が国がグローバル競争に打ち勝ち、イノベーションによる持続的成長を実現するためには、破壊的ともいえる画期的な科学技術イノベーションを生み出す場である大学に活力を与えることが必要である。そのためには、国際的な視座から、研究生産性の向上や新領域への挑戦を促すため、研究大学を中心として、経営環境・人事柔軟性・研究生産性・ボーダレスな挑戦等の「壁」を打ち破る抜本改革を断行し、イノベーション・エコシステムを構築することが不可避かつ喫緊の課題である。

我が国の社会構造が急速に変化し、基礎研究がビジネスやイノベーションにも直結するようになる中で、大学は、改革を通じて、アカデミアとしての根源的な教育研究機能を一層強化し、イノベーションを生み出す礎となる「知」とそれを担う人材を社会へと継続的に供給していくことで、官民だけでは対応できない社会的課題を解決し、社会の活力や成長の持続性を生み出すことが期待されている。

また、大学改革で求められる諸課題は、産と学の橋渡し役を担う国研にも共通するところがあり、国研改革もまた大学改革と同時並行で、各国研の特性に応じて進めていくことが重要である。

② 現状認識

- i) 経営環境の壁
- ii) 人事の硬直化・高齢化の壁
- iii) 研究生産性の壁
- iv) ボーダレスな挑戦（国際化、大型産学連携）の壁

③ 今後の方向性及び具体的に講ずる主要施策

大学改革を実行するため、ガバナンスと経営基盤を強化することで経営環境の抜本的な改善を行うとともに、業績に応じた処遇の実現と年俸制の導入により若手の活躍促進と人材流動性の向上を図る。さらに、若手による研究や挑戦的な研究の奨励による研究生産性の向上に加え、人材・研究の国際化と産学連携の推進によるボーダレスな挑戦の推進により、持続的なイノベーションの創出を促進する。

- i) 経営環境の改善
- ii) 人材流動性の向上・若手の活躍機会創出
- iii) 研究生産性の向上

- 競争的研究費の一体的な見直し、独創性や分野横断的な俯瞰力を備えた人材の育成等を行うことで、若手研究者による研究や新興・融合領域の開拓に資する挑戦的な研究を奨励するとともに、多様な外部資金を活用して研究者を雑務

から解放し、研究に専念できる環境を整備する。【内閣官房、科技、食品、総、文、厚、農、経、国、環、防】

<競争的研究費の一体的な見直し>

- ・文部科学省等の関係府省庁において競争的研究費全体について若手研究者の支援に重点化するとともに、新興・融合領域の開拓に資する挑戦的な研究を促進
 - (ア) 科研費において、大型種目から若手研究者を中心とした種目への重点化等の配分の見直しを推進
 - (イ) J S T戦略的創造研究推進事業において、若手研究者への支援や、新興・融合領域の開拓に資する挑戦的な研究を充実するとともに、大括くりのビジョンの下で継続性を持って戦略目標を設定
 - (ウ) 産学連携や社会・産業ニーズに対応した出口指向の事業について、他府省の関連事業との連携を推進
 - (エ) 競争的研究費の各制度（（ア）・（イ）以外）について、若手の育成や支援を重視した仕組みの導入や充実を検討
 - (オ) プロジェクト型の競争的研究費で雇用される若手等が、プロジェクト以外の研究活動を行う際の要件等についての考え方を整理

<研究力向上に向けたリソースの重点投下・制度改革>

- ・文部科学省は、研究生産性の高い事業等について、若手研究者を中心としたリソースの重点投下・制度改革、共同利用・共同研究体制の強化等を内容とする研究力向上加速プランを実施¹⁰⁷

<若手研究者育成の強化>

- ・文部科学省は、若手研究者等が、競争的な環境の下、腰を据えて研究に取り組み、自身のキャリアを構築できるよう、「卓越研究員事業」の実施状況を踏まえ、活躍の場の確保や自立的な研究環境を整備

<リサーチアドミニストレーターの質的充実>

- ・文部科学省及び関係団体は、2019年度からリサーチアドミニストレーターの実務能力に関する質保証制度の構築に向けた制度設計・試行に係る調査研究を推進

<独創性と分野横断的な俯瞰力を備えた人材の育成>

- ・文部科学省は、2019年度から学部横断的な人材育成が機動的に実施されるよう「学部等の組織の枠を超えた学位プログラム」を制度上位置付け
- ・文部科学省は、企業との連携等による高度な教育研究プログラムを構築する「卓越大学院プログラム」において、学内資源の重点化に加え、企業等からの外部資金等を活用しつつ、俯瞰力、独創力と高度な専門性を備えた課題解決型人材を育成（教育研究面で我が国のイノベーションを牽引する優れた大学院を強化）

<研究施設・設備等の整備・共用の促進>

- ・文部科学省において、大学・研究機関等の先端的な研究施設・設備・機器等

の整備・共用を進めつつ、周辺の大学や企業等が研究施設等を相互に活用するためのネットワークの構築を推進（産学官連携を支え研究開発投資効果を最大化）

＜研究現場の活動の実態把握・分析＞

- ・文部科学省は、2019年度から研究環境（研究時間、研究資金、研究体制、研究マネジメント）等の特徴を調査し、研究成果（論文数等）への影響の体系的な把握分析を実施（成果を上げている研究環境の特徴を把握・普及）

IV) ボーダレスな挑戦（国際化、大型産学連携）

¹⁰⁷ 具体的には、前記（ア）（イ）の取組に加え、研究能力の向上及び研究者ネットワークの構築にも資する海外特別研究員事業の拡充や、大学共同利用機関の新分野創生・異分野融合やイノベーションの創出等に向けた機能強化、大学の共同利用・共同研究拠点の評価に基づく改革の推進や国際共同利用・共同研究拠点の創設等を行う。